

27飯企第56号 平成27年6月19日
市内事業関係者
27飯企第390号 平成28年3月31日
市内事業関係者
改正 平成29年2月28日 28飯企第406号
市内事業関係者

ふるさと飯田応援寄附金返礼品贈呈要綱（27飯企第390号）の一部を改正し、平成29年3月1日から適用する。

平成29年2月28日

飯田市総合政策部企画課長

ふるさと飯田応援寄附金返礼品贈呈要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ふるさと飯田を応援するための寄附金により地域活性化の推進を図ることを目的として、飯田市（以下「市」という。）へ寄附金を納入した個人（以下「寄附者」という。）に対して返礼品を贈呈することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと飯田応援寄附 市に対し、ふるさと飯田応援隊募集事業による寄附金として、寄附を行うことをいう。
- (2) 一括代行事業者 ふるさと飯田応援寄附の事務に関し、市長から一括でその事務を請け負う者をいう。
- (3) 市内協力企業 第6条の規定による承認を受けた企業等（事業を営む個人を除く。）をいう。
- (4) 返礼品 市内協力企業が取り扱う商品又はサービスで、第6条の規定による承認を受けたものをいう。

（返礼品の贈呈等）

第3条 市は、次に掲げる寄附者からの1回当たりのふるさと飯田応援寄附の金額の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる返礼品を当該寄附者に贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

- (1) 5,000円以上10,000円未満 価格が1,500円相当以上の返礼品で、当該寄附者が希望するものを1個
- (2) 10,000円以上20,000円未満 価格が3,000円相当以上の返礼品で、当該寄附者が希望するものを1個
- (3) 20,000円以上30,000円未満 価格が6,000円相当以上の返礼品で、当該寄附者が希望するものを1個
- (4) 30,000円以上100,000円未満 価格が9,000円相当以上の返礼品で、当該寄附者が希望するものを1個
- (5) 100,000円以上150,000円未満 価格が30,000円相当以上の返礼品で、当該寄附者が希望するものを1個
- (6) 150,000円以上 価格が60,000円相当以上の返礼品で、当該寄附者が希望するものを1個
- (7) 前各号のほか、特別に企画した金額以上 その都度定める返礼品で、当該寄附者が希望するものを1個

2 前項の規定による返礼品の贈呈は、一括代行事業者が市内協力企業から返礼品を調達し、当該寄附者に配送することにより行う。この場合において、返礼品の調達及び配送に係る経費は、一括代行事業者が支払うものとする。

3 市は、前項の規定により寄附者へ返礼品を贈呈した一括代行事業者に対し、当該贈呈に係る経費として返礼品代金及び配送料を負担する。

(市内協力企業の参加等)

第4条 次のいずれにも該当する企業等で、前項第2項に規定する方法による市内協力企業として参加を希望するものは、贈呈の対象となる商品（以下「対象商品」という。）とともに市の承認（以下「参加承認」という。）を受けなければならない。

(1) 市の区域に本店又は主たる事務所若しくは事業拠点を有すること。

(2) 市の区域内で現に事業を営んでいること。

(3) 現に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく適切な申告を行い、かつ、市税の滞納がないこと。

2 対象商品は、前項各号のいずれにも該当する企業等が市又は下伊那郡の区域内で生産、製造若しくは加工又はサービス提供されるものであって、市の地域活性化に係る貢献が期待できると認められるものを広く提案できる。ただし、平成27年地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について（平成27年1月27付け総務省自治税務局通知）の内容を遵守し、寄附金控除の趣旨を踏まえたものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項第7号に規定する特別の企画に係るものの参加条件については、この限りではない。

(参加承認等の申請等)

第5条 参加承認の申請は、ふるさと飯田応援隊募集事業参加申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市に提出して行う。

(1) 対象商品の写真

(2) その他必要と認める書類

2 一括代行事業者は、申請書に基づく情報提供を受けて、必要により内容を調査することにより返礼品の贈呈の事務の執行上支障がないことを確認し、市の参加承認に関する助言を行う。

(参加承認)

第6条 市は、申請書の内容を審査し、この事業に参加する企業等及び対象商品として適当であると認めるときは、参加承認する旨を当該申請書を提出した企業等に通知するものとする。

2 一の企業等が参加承認を受けることができる対象商品は、次に掲げる対象商品ごとに、それぞれ2種類を上限とする。

(1) 価格1,500円相当以上の対象商品

(2) 価格3,000円相当以上の対象商品

(3) 価格6,000円相当以上の対象商品

(4) 価格9,000円相当以上の対象商品

(5) 価格30,000円相当以上の対象商品

3 前項に規定するもののほか、価格60,000円相当以上の対象商品の参加承認は、その都度定める金額以下で調達でき、かつ、同一価格に係る対象商品につきそれぞれ2種類を上限とする。

4 前2項に定めるもののほか、期間限定の対象商品及び特別の企画にかかる対象商品については、この限りではない。

(内容変更の承認等)

第7条 市内協力企業は、返礼品について、その内容を変更しようとするときは、市の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認（以下「変更承認」という。）の申請は、ふるさと飯田応援隊募集事業内容変更申請書（様式第2号。以下「変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市に提出して行う。

(1) 対象商品の写真

(2) その他必要と認める書類

3 第5条第2項の規定は、変更承認について準用する。

(変更承認)

第8条 市は、変更申請書の内容を審査し、変更しようとする理由が適切で、かつ、対象商品として適当であると認めるときは、変更承認する旨を当該変更申請書を提出した市内協力企業に通知するものとする。

(事業参加の辞退)

第9条 市内協力企業は、この事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、文書により市に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市内協力企業が第11条に規定する契約を締結しないときは、参加を辞退したものとみなす。

(参加承認等の取消し)

第10条 市は、市内協力企業又は返礼品がこの事業にふさわしくないと認められるとき又は前条第2項の規定に該当すると認めたときは、参加承認又は変更承認を取り消すことができる。

(契約)

第11条 一括代行事業者と市内協力企業は、返礼品の調達及び配送に関する契約を締結する。

(事務局)

第12条 この事業に関する市の事務局は、総合政策部企画課に置く。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、法令並びに例規及び一括代行事業者の約款その他契約等に定めるところによる。

前 文 (抄)

平成27年6月19日から適用する。

前 文 (抄)

平成28年3月31日から適用する。